

復興副大臣
竹谷 とし子 様

原発避難者に対する高速道路無料措置
にかかる要望書

令和4年10月23日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

現在、国において、原発避難者に対する高速道路無料措置の見直しが検討されている。その中で、福島県を通して説明を受けている見直し内容について疑義等があることから、下記の内容について要望します。

記

1 「通勤」を無料措置の対象とすること

原発避難者が避難先から避難元等の勤務先への「通勤」のために利用する高速道路通行料は、無料措置の対象外となる旨の説明を受けた。

原発事故により遠方への避難を余儀なくされ、避難元の勤務先への長距離の「通勤」を強いられている住民の高速道路利用が無料措置の対象外となることは、復興の妨げとなる。

また、金銭面で通勤が困難となることで、避難元等での就業を継続できないケースの発生が想定されるなど、人材確保の観点からも問題である。

さらに、震災により高速道路を利用せざるを得なくなった「営農」のための往来については、無料措置の対象であるとの説明があり、「通勤」を無料措置の対象外とすることは並びの点からも理解が困難である。

これらのことから、少なくとも原発避難者の避難元等への「通勤」のための高速道路利用を無料措置の対象とすること。

2 ICペア設定の導入地域の線引きについて

今回の見直しのため、高速道路の利用目的と乗り降りするインターチェンジ（ICペア）を、対象者に申請させ、利用可とす

る I C が記載された新たな「ふるさと帰還通行カード」を東日本高速道路株式会社が発行するとの説明を受けた。

また、I C ペアが設定された新たなカードの発行は、避難指示の解除の状況や個々の避難者の状況にかかわらず、特定復興再生拠点区域の有無により自治体を線引きするとのことであった。これは、事実上、見直しをする・しないの区分けとなり、大きな差が生じることになる。

特定復興再生拠点区域の有無による区分けはあまりにも粗雑であり、仮に何らかの理由により区分けが必要だとしても丁寧に検討すること。

3 申請受付・確認事務について

I C ペアの設定にあたり、カードの申請受付・確認事務を避難元の自治体が自らの財源で行うよう依頼を受けた。当該事務は自治体の事務ではないことから、根拠無く原発事故で被災した自治体に事務を強いることがないようにすること。

4 復興庁による調整について

復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担う復興庁が、本件の調整を行うこと。

以上